

国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則

			平成16年4月1日 規則第25号
改正	平成17年11月2日 規則第10号	平成22年3月30日 規則第6号	平成29年2月2日 規則第4号
	平成17年12月1日 規則第12号	平成22年11月30日 規則第14号	平成30年1月19日 規則第2号
	平成18年3月24日 規則第7号	平成23年3月31日 規則第17号	平成30年2月7日 規則第6号
	平成19年3月22日 規則第30号	平成24年4月5日 規則第4号	平成31年2月1日 規則第3号
	平成20年2月7日 規則第1号	平成25年10月30日 規則第17号	
	平成20年3月19日 規則第7号	平成27年1月26日 規則第1号	
	平成21年6月23日 規則第9号	平成27年3月27日 規則第21号	
	平成21年11月30日 規則第17号	平成28年2月29日 規則第6号	

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 本給（第11条－第20条）
- 第3章 諸手当（第21条－第34条）
- 第4章 給与の特例等（第35条－第38条）
- 第5章 雑則（第39条・第40条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（平成16年規則第20号。以下「就業規則」という。）第23条の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、本給及び諸手当として支給する。

- 2 諸手当は、本給調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特別勤務手当、教員免許状更新講習手当及び入試手当とする。

（給与の支払日）

第3条 本給は、その月の17日（以下この項、第2項及び第3項において「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは15日（15日が休日に当たるときは、18日）に、支給定日が土曜日に当たるときは16日に、支給定日が日曜日及び土曜日以外の休日に当たるときは18日に支給する。

- 2 本給調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び特別勤務手当は、その月の支給定日に支給する。

- 3 時間外勤務手当、休日手当、管理職員特別勤務手当、教員免許状更新講習手当及び入試手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の支給定日に支給する。
- 4 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日（この項において両日を「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは前日に支給する。

（給与の支払）

- 第4条 職員の給与は、その全額を現金で直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の全額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が給与につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（日割計算等）

- 第5条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇給等により号給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。
- 2 職員が退職し、又は解雇されたときは、その日まで本給を支給する。
 - 3 職員が死亡したときは、その月まで本給を支給する。
 - 4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給は、当該月の現日数から就業規則第33条、鹿屋体育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則第3条及び第8条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給与の即時払）

- 第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、職員又は権利者の請求があったときは、第3条の規定にかかわらず、すみやかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に関して係争があるときは、この限りでない。
- (1) 退職し、又は解雇されたとき
 - (2) 職員が死亡したとき

（非常時払）

- 第7条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第3条の規定にかかわらず、当該請求の日までの給与を速やかに支払う。
- (1) 本人又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は出産したとき
 - (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者が疾病、死亡又は災害を受けたとき
 - (3) 本人又はその収入によって生計を維持する者が帰郷の費用にあてるとき

（勤務時間1時間当たりの給与額の算出）

- 第8条 次条、第29条、第30条、第36条から第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給及び本給調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を、毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額とする。

（端数計算）

- 第9条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第10条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 本給

(本給)

第11条 本給は、次条の本給表の定める級及び号給に基づき決定する。

第12条 本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職員本給表(一)(別表第1)
- (2) 一般職員本給表(二)(別表第2)
- (3) 教育職員本給表(別表第3)
- (4) 医療職員本給表(別表第4)

2 前項に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務分類基準及び級別の資格基準は、別に定める。

(初任給)

第13条 新たに職員として採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(昇格)

第14条 職員の従事する職務及び勤務成績に応じ、1級上位の級に昇格させることができる。

第15条 前条の規定にかかわらず、職員が現に受けている級より上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(降格)

第16条 職員を別に定めるところにより降任したときは、その者が従事する職務の下位の級に降格させることができる。

(本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第17条 職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合、その者の職務の級は異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第18条 職員の昇給は、別に定める場合を除き、毎年1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(一般職員本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあつては、3号給)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳(一般職員本給表(二)の適用を受ける職員にあつては57歳)を超える職員に関する前項の規定の適用については、その者の勤務成績が特に良好以上である場合に

限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 第1項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は別に定める。

第19条 削除

第20条 削除

第3章 諸手当

(本給調整額)

第21条 本給調整額は、職務の複雑、困難若しくは責任の程度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他勤務条件が、同じ職務の級に属する他の職員と比較して困難な業務に従事する職員に対して支給する。

- 2 前項の規定による本給の調整を行う職は、別表第5に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。
- 3 職員に支給する本給調整額は、当該職員の職務の級に応じて別表第6に掲げる調整基本額にその者に係る別表第5の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

第22条 管理職手当は、別に定める管理又は監督の地位にある職（以下「管理職」という。）を占める職員に対して支給する。

- 2 管理職手当の月額は、次の表に掲げる適用区分に応じた支給額とする。

一般職員本給表（一）

職務の級	適用区分	支給額
9級	I種	104,200円
8級	I種	94,000円
	II種	82,200円
7級	II種	77,400円
	III種	66,400円
6級	II種	72,700円
	III種	62,300円
	IV種	51,900円
5級	III種	59,500円
	IV種	49,600円
4級	III種	55,500円
	IV種	46,300円

- 3 前項に規定する管理職手当の月額は、所定の労働時間を超えて勤務した場合における手当相当額（ただし、当該勤務が深夜において行われた場合を除く。）を含むものとする。

(初任給調整手当)

第23条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする勤務箇所における職に新たに採用された職員に対して、月額50,800円を超えない範囲の額を採用された日から35年以内の期間、採用された日から1年を経過するごとにその額を

減じて支給する。

(扶養手当)

- 第24条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職員本給表(一)9級もしくは教育職本給表6級の適用を受ける職員に対しては、支給しない。
- 2 前項に規定する扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものとする。
- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については6,500円(一般職員本給表(一)8級もしくは教育職本給表5級の適用を受ける職員(以下、「一般(一)8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族については10,000円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につきそれぞれ6,500円(一般(一)8級職員等にあっては、3,500円)とする。
- 4 扶養親族となる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族となる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(地域手当)

- 第25条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別に定める地域に所在する国の機関、他の国立大学法人又は独立行政法人等(以下「国の機関等」という。)に常勤職員として6箇月以上勤務し、本学の人事交流施策に基づき引き続き本学の職員となった者に対して支給する。
- 2 地域手当の月額は、本給、本給調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、本学の職員となった日(次項において「異動日」という。)の前日において受けていた地域手当に相当する手当の支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 地域手当は、異動日から2年を経過するまでの間に限り支給するものとし、当該異動日から1年を経過したときは、前項の支給割合に100分の80を乗じて得た割合により支給するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、研修期間中の文部科学省関係機関職員行政実務研修参加職員及び鹿屋体育大学東京サテライトキャンパス勤務職員に対しては、地域手当を支給するものとし、その月額は、本給、本給調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事院規則9-49(地域手当)で定める支給地域に応じた支給割合を乗じて得た額とする。

(広域異動手当)

- 第25条の2 国の機関等の常勤職員であった者で、本学の人事交流施策に基づき引き続き本学の職員となった場合又は本学が移転した場合(以下この条において「異動等」という。)につき、別に定める方法により算定した国の機関等と本学との距離(異動等の日の前の日に在勤していた国の機関等と本学との間の距離をいう。以下この項において

同じ。)及び住居と本学との間の距離(異動等の直前の住居と本学との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と本学との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と本学との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、本給調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動に係る本学と国の機関等との間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に国の機関等への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りではない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当が支給される職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過するまでの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となる場合にあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当は支給しない。
- 3 前2項の規定により広域異動手当を支給することとなる職員が、第25条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 4 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第26条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 職員が居住するため住宅(貸間を含む。第2号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(本学、国の機関及び他の国立大学法人等より有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。)

(2) 第28条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(国の機関及び他の国立大学法人等より貸与されている有料宿舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている者又はこれらの者との権衡上必要があると認められるもの

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員であるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000

- 円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(通勤手当)

第27条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路等（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 別に定めるところにより算出した額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）。ただし、1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、55,000円
 - (2) 前項2号に掲げる職員 自動車等の使用距離に応じて次表に定める額

自動車等の使用距離	手 当 額
片道5 km未満	2,000円
片道5 km以上10 km未満	4,200円
片道10 km以上15 km未満	7,100円
片道15 km以上20 km未満	10,000円
片道20 km以上25 km未満	12,900円
片道25 km以上30 km未満	15,800円
片道30 km以上35 km未満	18,700円
片道35 km以上40 km未満	21,600円
片道40 km以上45 km未満	24,400円
片道45 km以上50 km未満	26,200円
片道50 km以上55 km未満	28,000円
片道55 km以上60 km未満	29,800円
片道60 km以上	31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（当該額が55,000円を超えるときは、55,000円）。ただし、自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の額は、第1号に定める額

(単身赴任手当)

第28条 単身赴任手当は、国の機関等の常勤職員であった者が、本学の人事交流施策に

基づき引き続き本学の職員となり、これに伴い住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、異動の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(権衡上必要があると認められる職員を含む。)に対して支給する。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円とする。ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上ある場合については、次の表に掲げる交通距離の区分に応じて、その額に同表に定める額を加算するものとする。

交通距離	加算額
100 km以上300 km未満	8,000円
300 km以上500 km未満	16,000円
500 km以上700 km未満	24,000円
700 km以上900 km未満	32,000円
900 km以上1,100 km未満	40,000円
1,100 km以上1,300 km未満	46,000円
1,300 km以上1,500 km未満	52,000円
1,500 km以上2,000 km未満	58,000円
2,000 km以上2,500 km未満	64,000円
2,500 km以上	70,000円

(時間外勤務手当)

第29条 時間外勤務手当は、業務上の必要により、就業規則第31条第1項に規定する所定の勤務時間以外の時間に当該所定の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員に対して、当該勤務を命じられ勤務した時間1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125(その勤務が午後10時から午前5時の間(以下「深夜」という。))において行われた場合は、100分の150)を乗じて得た額を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理職の職員については、時間外勤務手当を支給しない。ただし、その勤務が深夜において行われた場合は、勤務した時間1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額を時間外勤務相当手当として支給する。

(休日手当)

第30条 休日手当は、業務上の必要により、就業規則第33条に規定する休日(以下この条及び次条において「休日」という。)に勤務を命じられた職員に対して、当該休日勤務を命じられ勤務した時間1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160)を乗じて得た額を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、休日の振替が行われた職員(振替後の休日に勤務した場合を除く。)、及び管理職の職員については、休日手当を支給しない。

(管理職員特別勤務手当)

第31条 管理職員特別勤務手当は、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、次の各号に掲げる日に勤務した管理職の職員に対して支給する。

- (1) 休日
- (2) 休日以外の日(午前0時から午前5時までの間に限る。)

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、次の表に掲げる適

用区分に応じて同表に定める額とする。ただし、前項第1号の勤務1回の従事時間が6時間を超える場合には、同表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。

適用区分	手 当 額	
	前項第1号による勤務	前項第2号による勤務
I種	10,000円	5,000円
II種	8,500円	4,300円
III種	7,000円	3,500円

- 3 第1項第1号の規定にかかわらず、休日の振替が行われた管理職の職員（振替後の休日に勤務した場合を除く。）については、管理職員特別勤務手当を支給しない。
- 4 第1項第1号の勤務をした後、引き続いて第2号の勤務を行った管理職の職員には、その引き続く勤務に係る同号の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

（期末手当）

第32条 期末手当は、第3条第4項に規定する支給日属する月の初日（以下、この条、次条及び第35条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間等に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。以下この条において同じ。）し、若しくは就業規則第16条及び第17条の規定により解雇された職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、期末手当を支給しない。

(1) 基準日に在職する者のうち、次に掲げる職員

- イ 無給休職者（就業規則第12条第1項の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
- ロ 刑事休職者（就業規則第12条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
- ハ 就業規則第41条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）のない者
- ニ 就業規則第42条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間のない者
- ホ 停職者（就業規則第49条の規定により停職にされている職員をいう。）

(2) 基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

- イ その退職し、又は解雇された日において前号のいずれかに該当する職員であった者
- ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける職員となった者
- ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとされている法人等の職員に限る。）

- 3 前項に規定する場合のほか、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由がある職員については、期末手当を支給せず、又はその支給を一時差し止めることができる。

- 4 期末手当の額は、基準日又は退職等の日現在において職員が受けるべき期末手当基礎額（本給（本給調整額を含む。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額をいう。）に、次の表（1）（この表において「特定幹部職員」とは、一般職員本給表（一）7級以上で次項の表（2）に定める者をいう。以下同じ。）に定める期別支給割合を乗じて得た額について、基準日以前6箇月以内の期間にお

けるその者の在職期間に応じて次の表（２）に定める在職期間別割合を乗じて得た額とする。

表（１）期別支給割合

一般の職員	特定幹部職員
100分の130.0	100分の110.0

表（２）在職期間別割合

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

- 5 前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、次の表（１）に定める職員については、本給及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）を、次の表（２）に定める特定幹部職員にあっては、本給月額に同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額を同項の期末手当基礎額とする。

表（１）役職段階別加算表

本給表	職務の級	加算割合
一般職員本給表（一）	9級・8級	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
教育職員本給表	5級	100分の15（別に定める者にあつては100分の20）
	4級・3級	100分の10（4級の職員のうち別に定める者にあつては100分の15）
	2級（別に定める者に限る。）	100分の5
医療職員本給表	3級・2級（別に定める者に限る。）	100分の5

表（２）管理職加算表

本給表	管理職手当の区分	加算割合
一般職員本給表（一）	I種	100分の15

（勤勉手当）

第33条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（前条第2項第2号に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、基準日に在職する職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、勤勉手当を支給しない。

- (1) 就業規則第12条第1項の規定に基づく休職期間中の職員（業務上負傷した者等を除く。）
- (2) 就業規則第41条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間のない者
- (3) 就業規則第42条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月

以内の期間において勤務した期間のない者

(4) 就業規則第49条の規定に基づく停職期間中の職員

3 前項に規定する場合のほか、勤勉手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由がある職員については、勤勉手当を支給せず、又はその支給を一時差し止めることができる。

4 勤勉手当の額は、基準日又は退職等の日現在において職員が受けるべき本給（本給調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加えた額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じて次の表（1）に定める割合を乗じて得た額について、当該職員の職務について学長による勤務成績の証明に基づき次の表（2）に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該職員が基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

表（1）勤務期間割合

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100分の90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100分の70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100分の50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100分の30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100分の15
15 日以上 1 箇月未満	100分の10
15 日未満	100分の5
零	零

表（2）成績率

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	100分の112.5以上 100分の185以下	100分の136.5以上 100分の225以下
優秀	100分の101以上 100分の112.5未満	100分の122以上 100分の136.5未満
良好	100分の89.5	100分の109.5
良好でない者	100分の89.5未満	100分の109.5未満

（特別勤務手当）

第34条 特別勤務手当は、著しく困難な業務又は専門的な知識を必要とする業務で、給

与上特別の考慮を必要とするものとして学長が別に定める業務に従事する職員に対して支給する。

(教員免許状更新講習手当)

第34条の2 教員免許状更新講習手当は、本学が開講する教員免許状更新講習の講師に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、1時間につき6,200円とする。

(入試手当)

第34条の3 入試手当は、本学が実施する入学試験に係る特定の業務に従事した場合に支給する。

2 前項に規定する特定の業務及び入試手当の額は、次の表に掲げる適用区分及びそれに応じた支給額とする。

区 分		手 当 額
問題作成業務	学部入試	1科目につき5,000円
	大学院入試	1科目につき5,000円
問題点検業務	学部入試	1科目につき3,000円
	大学院入試	1科目につき3,000円(課程ごと)
答案採点業務	学部入試	1時間につき2,000円
	大学院入試	1時間につき2,000円

第4章 給与の特例等

(休職者の給与)

第35条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第12条第1項第1号に定める事由に該当して休職(以下この条において「病気休職」という。)にされたときは、その休職期間中、その者に給与の全額を支給する。

2 職員が前項の傷病以外の傷病により病気休職にされたときは、その休職期間が1年(結核性疾患にあつては2年)に達するまでは、その者に本給、本給調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第12条第1項第2号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、その者に本給、本給調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第12条第1項第3号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に本給、本給調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内(業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは100分の100以内)を支給することができる。

5 職員が就業規則第12条第1項第4号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者の休職事由に応じて本給、本給調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給し、又は無給とすることができる。

(育児休業等をしている職員の給与)

第36条 就業規則第41条の規定により育児休業等をしている職員の給与については、

次の各号の定めるところによる。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
 - (2) 育児休業をしている職員のうち、第32条第1項又は第33条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（期末手当については、別に定めるこれに相当する期間を含む。）のある者については、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
 - (3) 職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 職員が月の中途において育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合には、第5条の規定を準用して支給する。
 - 3 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業した期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

（介護休業等をしている職員の給与）

第37条 就業規則第42条の規定により介護休業等をしている職員の給与については、次の各号の定めるところによる。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
 - (2) 介護休業をしている職員のうち、第32条第1項又は第33条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）のある者については、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
 - (3) 職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、次条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 職員が月の中途において介護休業を始め、又は介護休業の終了により職務に復帰した場合には、第5条の規定を準用して支給する。
 - 3 介護休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業した期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

（給与の減額）

第38条 職員が勤務しないときは、就業規則第33条に規定する休日その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病气休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病气休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

第5章 雑則

（実施に関し必要な事項）

第39条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（この規則により難い場合の措置）

第40条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平17. 11. 2規則第10号）

この規則は、平成17年11月2日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平17. 12. 1規則第12号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え等）

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則別表第1から別表第4までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の施行日における本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

第3条 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給又は本給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（雑則）

第4条 前2条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平18. 3. 24規則第7号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

第3条 切替日の前日において国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）別表第1から別表第4までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下、「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員（次条に規定する職員を除く。）の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え）

第4条 切替日の前日において、給与規則別表第1から別表第4までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給は、新級における最高の号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の

新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

第6条 附則第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額、給与規則(平成17年規則第12号)第2条の規定による改正前の給与規則又は一般職の職員の給与に関する法律(平成17年法律第113号。)附則第17条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(平成10年法律第120号。)附則第11項から第13項まで及びこれらに基づく人事院規則の規定に準じて定められたものでなければならない。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第7条 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

3 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

第8条 前条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第32条第5項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第7条の規定による本給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における給与規則の適用に関する特例)

第9条 平成22年3月31日までの間における次の表の上欄に掲げる給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第18条第2項		第18条第3項		
4号給	3号給	4号給	3号給	2号給
3号給	2号給	3号給	2号給	1号給

(地域手当に関する経過措置)

第10条 本学の職員となった日(以下「異動日」という。)の前日において調整手当に相当する手当を受けていた場合における当該職員に対する地域手当の支給に関する給与規則第25条の規定の適用については、同条第2項中「地域手当に相当する手当」とあるのは「調整手当に相当する手当」とする。

(本給調整額に関する経過措置)

第11条 給与規則第21条の本給調整額に係る経過措置は別に定める。

(管理職手当に関する経過措置)

第12条 附則第7条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第22条の規定の適用については、同条中「本給月額」とあるのは、「本給月額と附則第7条の規定による本給の額との合計額」とする。

(雑則)

第13条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則別表第1 職務の級の切替表(附則第2条関係)

本給表	旧級	新級
一般職員本給表(一)	1級	1級

	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	1 0 級	8 級
	1 1 級	9 級
教育職員本給表	5 級	5 級
		6 級

附則別表第 2 旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表（附則第 3 条関係）

イ 一般職員本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		1	3 月未満			1	1	5	1	1	1
1	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
1	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
1	9 月以上 12 月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
1	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	2 5	5	1	9	1	1	1	1	1
2	3 月以上 6 月未満	2	2 6	6	2	1 0	1	1	1	1	1
2	6 月以上 9 月未満	3	2 7	7	3	1 1	1	1	1	1	1
2	9 月以上 12 月未満	4	2 8	8	4	1 2	1	1	1	1	1
2	12 月以上	5	2 9	9	5	1 3	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	2 9	9	5	1 3	1	1	1	1	1
3	3 月以上 6 月未満	6	3 0	1 0	6	1 4	2	1	1	1	1
3	6 月以上 9 月未満	7	3 1	1 1	7	1 5	3	1	1	1	1
3	9 月以上 12 月未満	8	3 2	1 2	8	1 6	4	1	1	1	1
3	12 月以上	9	3 3	1 3	9	1 7	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	3 3	1 3	9	1 7	5	1	1	1	1
4	3 月以上 6 月未満	1 0	3 4	1 4	1 0	1 8	6	2	1	1	1
4	6 月以上 9 月未満	1 1	3 5	1 5	1 1	1 9	7	3	1	1	1
4	9 月以上 12 月未満	1 2	3 6	1 6	1 2	2 0	8	4	1	1	1
4	12 月以上	1 3	3 7	1 7	1 3	2 1	9	5	1	1	1
5	3 月未満	1 3	3 7	1 7	1 3	2 1	9	5	1	1	1
5	3 月以上 6 月未満	1 4	3 8	1 8	1 4	2 2	1 0	6	2	1	1
5	6 月以上 9 月未満	1 5	3 9	1 9	1 5	2 3	1 1	7	3	1	1
5	9 月以上 12 月未満	1 6	4 0	2 0	1 6	2 4	1 2	8	4	1	1
5	12 月以上	1 7	4 1	2 1	1 7	2 5	1 3	9	5	1	1
6	3 月未満	1 7	4 1	2 1	1 7	2 5	1 3	9	5	1	1
6	3 月以上 6 月未満	1 8	4 2	2 2	1 8	2 6	1 4	1 0	6	2	1
6	6 月以上 9 月未満	1 9	4 3	2 3	1 9	2 7	1 5	1 1	7	3	1

	9月以上12月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37

16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					

25	6 月以上 9 月未滿			9 9	7 4	103					
	9 月以上 12 月未滿			100	7 4	104					
	12 月以上			101	7 5	105					
26	3 月未滿			101	7 5	105					
	3 月以上 6 月未滿			102	7 5	106					
	6 月以上 9 月未滿			103	7 6	107					
	9 月以上 12 月未滿			104	7 6	108					
	12 月以上			105	7 7	109					
27	3 月未滿			105	7 7						
	3 月以上 6 月未滿			106	7 8						
	6 月以上 9 月未滿			107	7 9						
	9 月以上 12 月未滿			108	8 0						
	12 月以上			109	8 1						
28	3 月未滿			109	8 1						
	3 月以上 6 月未滿			110	8 2						
	6 月以上 9 月未滿			111	8 3						
	9 月以上 12 月未滿			112	8 4						
	12 月以上			113	8 5						
29	3 月未滿			113							
	3 月以上 6 月未滿			114							
	6 月以上 9 月未滿			115							
	9 月以上 12 月未滿			116							
	12 月以上			117							
30	3 月未滿			117							
	3 月以上 6 月未滿			118							
	6 月以上 9 月未滿			119							
	9 月以上 12 月未滿			120							
	12 月以上			121							
31	3 月未滿			121							
	3 月以上 6 月未滿			122							
	6 月以上 9 月未滿			123							
	9 月以上 12 月未滿			124							
	12 月以上			125							
32	3 月未滿			125							
	3 月以上 6 月未滿			125							
	6 月以上 9 月未滿			125							
	9 月以上 12 月未滿			125							
	12 月以上			125							

ロ 一般職員本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	1
	12月以上	5	5	1
3	3月未満	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	2
	6月以上9月未満	7	7	3
	9月以上12月未満	8	8	4
	12月以上	9	9	5
4	3月未満	9	9	5
	3月以上6月未満	10	10	6
	6月以上9月未満	11	11	7
	9月以上12月未満	12	12	8
	12月以上	13	13	9
5	3月未満	13	13	9
	3月以上6月未満	14	14	10
	6月以上9月未満	15	15	11
	9月以上12月未満	16	16	12
	12月以上	17	17	13
6	3月未満	17	17	13
	3月以上6月未満	18	18	14
	6月以上9月未満	19	19	15
	9月以上12月未満	20	20	16
	12月以上	21	21	17
7	3月未満	21	21	17
	3月以上6月未満	22	22	18
	6月以上9月未満	23	23	19
	9月以上12月未満	24	24	20
	12月以上	25	25	21
8	3月未満	25	25	21
	3月以上6月未満	26	26	22
	6月以上9月未満	27	27	23
	9月以上12月未満	28	28	24
	12月以上	29	29	25
9	3月未満	29	29	25
	3月以上6月未満	30	30	26
	6月以上9月未満	31	31	27

	9 月以上 12 月未滿	3 2	3 2	2 8
	12 月以上	3 3	3 3	2 9
10	3 月未滿	3 3	3 3	2 9
	3 月以上 6 月未滿	3 4	3 4	3 0
	6 月以上 9 月未滿	3 5	3 5	3 1
	9 月以上 12 月未滿	3 6	3 6	3 2
	12 月以上	3 7	3 7	3 3
11	3 月未滿	3 7	3 7	3 3
	3 月以上 6 月未滿	3 8	3 8	3 4
	6 月以上 9 月未滿	3 9	3 9	3 5
	9 月以上 12 月未滿	4 0	4 0	3 6
	12 月以上	4 1	4 1	3 7
12	3 月未滿	4 1	4 1	3 7
	3 月以上 6 月未滿	4 2	4 2	3 8
	6 月以上 9 月未滿	4 3	4 3	3 9
	9 月以上 12 月未滿	4 4	4 4	4 0
	12 月以上	4 5	4 5	4 1
13	3 月未滿	4 5	4 5	4 1
	3 月以上 6 月未滿	4 6	4 6	4 2
	6 月以上 9 月未滿	4 7	4 7	4 3
	9 月以上 12 月未滿	4 8	4 8	4 4
	12 月以上	4 9	4 9	4 5
14	3 月未滿	4 9	4 9	4 5
	3 月以上 6 月未滿	5 0	5 0	4 6
	6 月以上 9 月未滿	5 1	5 1	4 7
	9 月以上 12 月未滿	5 2	5 2	4 8
	12 月以上	5 3	5 3	4 9
15	3 月未滿	5 3	5 3	4 9
	3 月以上 6 月未滿	5 4	5 4	5 0
	6 月以上 9 月未滿	5 5	5 5	5 1
	9 月以上 12 月未滿	5 6	5 6	5 2
	12 月以上	5 7	5 7	5 3
16	3 月未滿	5 7	5 7	5 3
	3 月以上 6 月未滿	5 8	5 8	5 4
	6 月以上 9 月未滿	5 9	5 9	5 5
	9 月以上 12 月未滿	6 0	6 0	5 6
	12 月以上	6 1	6 1	5 7
17	3 月未滿	6 1	6 1	5 7
	3 月以上 6 月未滿	6 2	6 2	5 8
	6 月以上 9 月未滿	6 3	6 3	5 9
	9 月以上 12 月未滿	6 4	6 4	6 0
	12 月以上	6 5	6 5	6 1
18	3 月未滿	6 5	6 5	6 1
	3 月以上 6 月未滿	6 6	6 6	6 2
	6 月以上 9 月未滿	6 7	6 7	6 3
	9 月以上 12 月未滿	6 8	6 8	6 4
	12 月以上	6 9	6 9	6 5

19	3月未満	6 9	6 9	6 5
	3月以上6月未満	7 0	7 0	6 5
	6月以上9月未満	7 1	7 1	6 6
	9月以上12月未満	7 2	7 2	6 6
	12月以上	7 3	7 3	6 7
20	3月未満	7 3	7 3	6 7
	3月以上6月未満	7 4	7 4	6 7
	6月以上9月未満	7 5	7 5	6 8
	9月以上12月未満	7 6	7 6	6 8
	12月以上	7 7	7 7	6 9
21	3月未満	7 7	7 7	6 9
	3月以上6月未満	7 8	7 8	7 0
	6月以上9月未満	7 9	7 9	7 1
	9月以上12月未満	8 0	8 0	7 2
	12月以上	8 1	8 1	7 3
22	3月未満	8 1	8 1	7 3
	3月以上6月未満	8 2	8 2	7 3
	6月以上9月未満	8 3	8 3	7 4
	9月以上12月未満	8 4	8 4	7 4
	12月以上	8 5	8 5	7 5
23	3月未満	8 5	8 5	7 5
	3月以上6月未満	8 6	8 6	7 5
	6月以上9月未満	8 7	8 7	7 6
	9月以上12月未満	8 8	8 8	7 6
	12月以上	8 9	8 9	7 7
24	3月未満	8 9	8 9	7 7
	3月以上6月未満	9 0	9 0	7 7
	6月以上9月未満	9 1	9 1	7 8
	9月以上12月未満	9 2	9 2	7 8
	12月以上	9 3	9 3	7 9
25	3月未満	9 3	9 3	7 9
	3月以上6月未満	9 4	9 4	7 9
	6月以上9月未満	9 5	9 5	8 0
	9月以上12月未満	9 6	9 6	8 0
	12月以上	9 7	9 7	8 1
26	3月未満	9 7	9 7	8 1
	3月以上6月未満	9 8	9 8	8 2
	6月以上9月未満	9 9	9 9	8 3
	9月以上12月未満	100	100	8 4
	12月以上	101	101	8 5
27	3月未満	101	101	8 5
	3月以上6月未満	102	102	8 5
	6月以上9月未満	103	103	8 6
	9月以上12月未満	104	104	8 6
	12月以上	105	105	8 7
	3月未満	105	105	8 7
	3月以上6月未満	106	106	8 7

28	6 月以上 9 月未滿	107	107	8 8
	9 月以上 12 月未滿	108	108	8 8
	12 月以上	109	109	8 9
29	3 月未滿	109	109	8 9
	3 月以上 6 月未滿	110	110	9 0
	6 月以上 9 月未滿	111	111	9 1
	9 月以上 12 月未滿	112	112	9 2
	12 月以上	113	113	9 3
30	3 月未滿	113	113	9 3
	3 月以上 6 月未滿	114	114	9 3
	6 月以上 9 月未滿	115	115	9 4
	9 月以上 12 月未滿	116	116	9 4
	12 月以上	117	117	9 5
31	3 月未滿	117	117	9 5
	3 月以上 6 月未滿	118	118	9 5
	6 月以上 9 月未滿	119	119	9 6
	9 月以上 12 月未滿	120	120	9 6
	12 月以上	121	121	9 7
32	3 月未滿	121	121	
	3 月以上 6 月未滿	121	122	
	6 月以上 9 月未滿	121	123	
	9 月以上 12 月未滿	121	124	
	12 月以上	121	125	
33	3 月未滿		125	
	3 月以上 6 月未滿		126	
	6 月以上 9 月未滿		127	
	9 月以上 12 月未滿		128	
	12 月以上		129	

ハ 教育職員本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級
	経過期間				
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1
	12月以上	5	5	5	1
3	3月未満	5	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1
	12月以上	9	9	9	1
4	3月未満	9	9	9	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2
	6月以上9月未満	11	11	11	3
	9月以上12月未満	12	12	12	4
	12月以上	13	13	13	5
5	3月未満	13	13	13	5
	3月以上6月未満	14	14	14	6
	6月以上9月未満	15	15	15	7
	9月以上12月未満	16	16	16	8
	12月以上	17	17	17	9
6	3月未満	17	17	17	9
	3月以上6月未満	18	18	18	10
	6月以上9月未満	19	19	19	11
	9月以上12月未満	20	20	20	12
	12月以上	21	21	21	13
7	3月未満	21	21	21	13
	3月以上6月未満	22	22	22	14
	6月以上9月未満	23	23	23	15
	9月以上12月未満	24	24	24	16
	12月以上	25	25	25	17
8	3月未満	25	25	25	17
	3月以上6月未満	26	26	26	18
	6月以上9月未満	27	27	27	19
	9月以上12月未満	28	28	28	20
	12月以上	29	29	29	21
9	3月未満	29	29	29	21
	3月以上6月未満	30	30	30	22
	6月以上9月未満	31	31	31	23

	9 月以上 12 月未滿	3 2	3 2	3 2	2 4
	12 月以上	3 3	3 3	3 3	2 5
10	3 月未滿	3 3	3 3	3 3	2 5
	3 月以上 6 月未滿	3 4	3 4	3 4	2 6
	6 月以上 9 月未滿	3 5	3 5	3 5	2 7
	9 月以上 12 月未滿	3 6	3 6	3 6	2 8
	12 月以上	3 7	3 7	3 7	2 9
11	3 月未滿	3 7	3 7	3 7	2 9
	3 月以上 6 月未滿	3 8	3 8	3 8	3 0
	6 月以上 9 月未滿	3 9	3 9	3 9	3 1
	9 月以上 12 月未滿	4 0	4 0	4 0	3 2
	12 月以上	4 1	4 1	4 1	3 3
12	3 月未滿	4 1	4 1	4 1	3 3
	3 月以上 6 月未滿	4 2	4 2	4 2	3 4
	6 月以上 9 月未滿	4 3	4 3	4 3	3 5
	9 月以上 12 月未滿	4 4	4 4	4 4	3 6
	12 月以上	4 5	4 5	4 5	3 7
13	3 月未滿	4 5	4 5	4 5	3 7
	3 月以上 6 月未滿	4 6	4 6	4 6	3 8
	6 月以上 9 月未滿	4 7	4 7	4 7	3 9
	9 月以上 12 月未滿	4 8	4 8	4 8	4 0
	12 月以上	4 9	4 9	4 9	4 1
14	3 月未滿	4 9	4 9	4 9	4 1
	3 月以上 6 月未滿	5 0	5 0	5 0	4 2
	6 月以上 9 月未滿	5 1	5 1	5 1	4 3
	9 月以上 12 月未滿	5 2	5 2	5 2	4 4
	12 月以上	5 3	5 3	5 3	4 5
15	3 月未滿	5 3	5 3	5 3	4 5
	3 月以上 6 月未滿	5 4	5 4	5 4	4 6
	6 月以上 9 月未滿	5 5	5 5	5 5	4 7
	9 月以上 12 月未滿	5 6	5 6	5 6	4 8
	12 月以上	5 7	5 7	5 7	4 9
16	3 月未滿	5 7	5 7	5 7	4 9
	3 月以上 6 月未滿	5 8	5 8	5 8	5 0
	6 月以上 9 月未滿	5 9	5 9	5 9	5 1
	9 月以上 12 月未滿	6 0	6 0	6 0	5 2
	12 月以上	6 1	6 1	6 1	5 3
17	3 月未滿	6 1	6 1	6 1	5 3
	3 月以上 6 月未滿	6 2	6 2	6 2	5 4
	6 月以上 9 月未滿	6 3	6 3	6 3	5 5
	9 月以上 12 月未滿	6 4	6 4	6 4	5 6
	12 月以上	6 5	6 5	6 5	5 7
18	3 月未滿	6 5	6 5	6 5	5 7
	3 月以上 6 月未滿	6 6	6 6	6 6	5 8
	6 月以上 9 月未滿	6 7	6 7	6 7	5 9
	9 月以上 12 月未滿	6 8	6 8	6 8	6 0
	12 月以上	6 9	6 9	6 9	6 1

19	3月未満	69	69	69	61
	3月以上6月未満	70	70	70	62
	6月以上9月未満	71	71	71	63
	9月以上12月未満	72	72	72	64
	12月以上	73	73	73	65
20	3月未満	73	73	73	65
	3月以上6月未満	74	74	74	66
	6月以上9月未満	75	75	75	67
	9月以上12月未満	76	76	76	68
	12月以上	77	77	77	69
21	3月未満	77	77	77	69
	3月以上6月未満	78	78	78	70
	6月以上9月未満	79	79	79	71
	9月以上12月未満	80	80	80	72
	12月以上	81	81	81	73
22	3月未満	81	81	81	73
	3月以上6月未満	82	82	82	74
	6月以上9月未満	83	83	83	75
	9月以上12月未満	84	84	84	76
	12月以上	85	85	85	77
23	3月未満	85	85	85	77
	3月以上6月未満	86	86	86	78
	6月以上9月未満	87	87	87	79
	9月以上12月未満	88	88	88	80
	12月以上	89	89	89	81
24	3月未満	89	89	89	81
	3月以上6月未満	90	90	90	82
	6月以上9月未満	91	91	91	83
	9月以上12月未満	92	92	92	84
	12月以上	93	93	93	85
25	3月未満	93	93	93	85
	3月以上6月未満	94	94	94	86
	6月以上9月未満	95	95	95	87
	9月以上12月未満	96	96	96	88
	12月以上	97	97	97	89
26	3月未満	97	97	97	89
	3月以上6月未満	98	98	98	90
	6月以上9月未満	99	99	99	91
	9月以上12月未満	100	100	100	92
	12月以上	101	101	101	93
27	3月未満	101	101	101	
	3月以上6月未満	102	102	102	
	6月以上9月未満	103	103	103	
	9月以上12月未満	104	104	104	
	12月以上	105	105	105	
	3月未満	105	105	105	
	3月以上6月未満	106	106	106	

28	6 月以上 9 月未滿	107	107	107	
	9 月以上 12 月未滿	108	108	108	
	12 月以上	109	109	109	
29	3 月未滿	109	109		
	3 月以上 6 月未滿	110	110		
	6 月以上 9 月未滿	111	111		
	9 月以上 12 月未滿	112	112		
	12 月以上	113	113		
30	3 月未滿	113	113		
	3 月以上 6 月未滿	114	114		
	6 月以上 9 月未滿	115	115		
	9 月以上 12 月未滿	116	116		
	12 月以上	117	117		
31	3 月未滿	117	117		
	3 月以上 6 月未滿	118	118		
	6 月以上 9 月未滿	119	119		
	9 月以上 12 月未滿	120	120		
	12 月以上	121	121		
32	3 月未滿	121	121		
	3 月以上 6 月未滿	122	122		
	6 月以上 9 月未滿	123	123		
	9 月以上 12 月未滿	124	124		
	12 月以上	125	125		
33	3 月未滿	125	125		
	3 月以上 6 月未滿	126	126		
	6 月以上 9 月未滿	127	127		
	9 月以上 12 月未滿	128	128		
	12 月以上	129	129		
34	3 月未滿	129	129		
	3 月以上 6 月未滿	130	130		
	6 月以上 9 月未滿	131	131		
	9 月以上 12 月未滿	132	132		
	12 月以上	133	133		
35	3 月未滿	133			
	3 月以上 6 月未滿	134			
	6 月以上 9 月未滿	135			
	9 月以上 12 月未滿	136			
	12 月以上	137			
36	3 月未滿	137			
	3 月以上 6 月未滿	138			
	6 月以上 9 月未滿	139			
	9 月以上 12 月未滿	140			
	12 月以上	141			
37	3 月未滿	141			
	3 月以上 6 月未滿	142			
	6 月以上 9 月未滿	143			
	9 月以上 12 月未滿	144			

	12 月以上	145			
38	3 月未滿	145			
	3 月以上 6 月未滿	146			
	6 月以上 9 月未滿	147			
	9 月以上 12 月未滿	148			
	12 月以上	149			
外 1	3 月未滿	149	133	109	9 3
	3 月以上 6 月未滿	150	134	110	9 4
	6 月以上 9 月未滿	151	135	111	9 5
	9 月以上 12 月未滿	152	136	112	9 6
	12 月以上	153	137	113	9 7
外 2	3 月未滿	153	137	113	9 7
	3 月以上 6 月未滿	154	138	114	9 8
	6 月以上 9 月未滿	155	139	115	9 9
	9 月以上 12 月未滿	156	140	116	100
	12 月以上	157	141	117	101
外 3	3 月未滿	157	141	117	101
	3 月以上 6 月未滿	157	141	117	101
	6 月以上 9 月未滿	157	141	117	101
	9 月以上 12 月未滿	157	141	117	101
	12 月以上	157	141	117	101

二 医療職員本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級
	経過期間			
1	3月未満			1
	3月以上6月未満			1
	6月以上9月未満			1
	9月以上12月未満			1
	12月以上			1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2
	6月以上9月未満	3	3	3
	9月以上12月未満	4	4	4
	12月以上	5	5	5
3	3月未満	5	5	5
	3月以上6月未満	6	6	6
	6月以上9月未満	7	7	7
	9月以上12月未満	8	8	8
	12月以上	9	9	9
4	3月未満	9	9	9
	3月以上6月未満	10	10	10
	6月以上9月未満	11	11	11
	9月以上12月未満	12	12	12
	12月以上	13	13	13
5	3月未満	13	13	13
	3月以上6月未満	14	14	14
	6月以上9月未満	15	15	15
	9月以上12月未満	16	16	16
	12月以上	17	17	17
6	3月未満	17	17	17
	3月以上6月未満	18	18	18
	6月以上9月未満	19	19	19
	9月以上12月未満	20	20	20
	12月以上	21	21	21
7	3月未満	21	21	21
	3月以上6月未満	22	22	22
	6月以上9月未満	23	23	23
	9月以上12月未満	24	24	24
	12月以上	25	25	25
8	3月未満	25	25	25
	3月以上6月未満	26	26	26
	6月以上9月未満	27	27	27
	9月以上12月未満	28	28	28
	12月以上	29	29	29
9	3月未満	29	29	29
	3月以上6月未満	30	30	30
	6月以上9月未満	31	31	31

	9 月以上 12 月未滿	3 2	3 2	3 2
	12 月以上	3 3	3 3	3 3
10	3 月未滿	3 3	3 3	3 3
	3 月以上 6 月未滿	3 4	3 4	3 4
	6 月以上 9 月未滿	3 5	3 5	3 5
	9 月以上 12 月未滿	3 6	3 6	3 6
	12 月以上	3 7	3 7	3 7
11	3 月未滿	3 7	3 7	3 7
	3 月以上 6 月未滿	3 8	3 8	3 8
	6 月以上 9 月未滿	3 9	3 9	3 9
	9 月以上 12 月未滿	4 0	4 0	4 0
	12 月以上	4 1	4 1	4 1
12	3 月未滿	4 1	4 1	4 1
	3 月以上 6 月未滿	4 2	4 2	4 2
	6 月以上 9 月未滿	4 3	4 3	4 3
	9 月以上 12 月未滿	4 4	4 4	4 4
	12 月以上	4 5	4 5	4 5
13	3 月未滿	4 5	4 5	4 5
	3 月以上 6 月未滿	4 6	4 6	4 6
	6 月以上 9 月未滿	4 7	4 7	4 7
	9 月以上 12 月未滿	4 8	4 8	4 8
	12 月以上	4 9	4 9	4 9
14	3 月未滿	4 9	4 9	4 9
	3 月以上 6 月未滿	5 0	5 0	5 0
	6 月以上 9 月未滿	5 1	5 1	5 1
	9 月以上 12 月未滿	5 2	5 2	5 2
	12 月以上	5 3	5 3	5 3
15	3 月未滿	5 3	5 3	5 3
	3 月以上 6 月未滿	5 4	5 4	5 4
	6 月以上 9 月未滿	5 5	5 5	5 5
	9 月以上 12 月未滿	5 6	5 6	5 6
	12 月以上	5 7	5 7	5 7
16	3 月未滿	5 7	5 7	5 7
	3 月以上 6 月未滿	5 8	5 8	5 8
	6 月以上 9 月未滿	5 9	5 9	5 9
	9 月以上 12 月未滿	6 0	6 0	6 0
	12 月以上	6 1	6 1	6 1
17	3 月未滿	6 1	6 1	6 1
	3 月以上 6 月未滿	6 2	6 2	6 2
	6 月以上 9 月未滿	6 3	6 3	6 3
	9 月以上 12 月未滿	6 4	6 4	6 4
	12 月以上	6 5	6 5	6 5
18	3 月未滿	6 5	6 5	6 5
	3 月以上 6 月未滿	6 6	6 6	6 6
	6 月以上 9 月未滿	6 7	6 7	6 7
	9 月以上 12 月未滿	6 8	6 8	6 8
	12 月以上	6 9	6 9	6 9

19	3月未満	69	69	69
	3月以上6月未満	70	70	70
	6月以上9月未満	71	71	71
	9月以上12月未満	72	72	72
	12月以上	73	73	73
20	3月未満	73	73	73
	3月以上6月未満	74	74	74
	6月以上9月未満	75	75	75
	9月以上12月未満	76	76	76
	12月以上	77	77	77
21	3月未満	77	77	77
	3月以上6月未満	78	78	78
	6月以上9月未満	79	79	79
	9月以上12月未満	80	80	80
	12月以上	81	81	81
22	3月未満	81	81	81
	3月以上6月未満	82	82	82
	6月以上9月未満	83	83	83
	9月以上12月未満	84	84	84
	12月以上	85	85	85
23	3月未満	85	85	85
	3月以上6月未満	86	86	86
	6月以上9月未満	87	87	87
	9月以上12月未満	88	88	88
	12月以上	89	89	89
24	3月未満	89	89	89
	3月以上6月未満	90	90	90
	6月以上9月未満	91	91	91
	9月以上12月未満	92	92	92
	12月以上	93	93	93
25	3月未満	93	93	93
	3月以上6月未満	94	94	94
	6月以上9月未満	95	95	95
	9月以上12月未満	96	96	96
	12月以上	97	97	97
26	3月未満	97	97	97
	3月以上6月未満	98	98	98
	6月以上9月未満	99	99	99
	9月以上12月未満	100	100	100
	12月以上	101	101	101
27	3月未満	101	101	101
	3月以上6月未満	102	102	102
	6月以上9月未満	103	103	103
	9月以上12月未満	104	104	104
	12月以上	105	105	105
	3月未満	105	105	105
	3月以上6月未満	106	106	106

28	6 月以上 9 月未滿	107	107	107
	9 月以上 12 月未滿	108	108	108
	12 月以上	109	109	109
29	3 月未滿	109	109	109
	3 月以上 6 月未滿	110	110	110
	6 月以上 9 月未滿	111	111	111
	9 月以上 12 月未滿	112	112	112
	12 月以上	113	113	113
30	3 月未滿	113	113	113
	3 月以上 6 月未滿	114	114	114
	6 月以上 9 月未滿	115	115	115
	9 月以上 12 月未滿	116	116	116
	12 月以上	117	117	117
31	3 月未滿	117	117	117
	3 月以上 6 月未滿	118	118	118
	6 月以上 9 月未滿	119	119	119
	9 月以上 12 月未滿	120	120	120
	12 月以上	121	121	121
32	3 月未滿	121	121	
	3 月以上 6 月未滿	122	122	
	6 月以上 9 月未滿	123	123	
	9 月以上 12 月未滿	124	124	
	12 月以上	125	125	
33	3 月未滿	125	125	
	3 月以上 6 月未滿	126	126	
	6 月以上 9 月未滿	127	127	
	9 月以上 12 月未滿	128	128	
	12 月以上	129	129	
34	3 月未滿	129	129	
	3 月以上 6 月未滿	130	130	
	6 月以上 9 月未滿	131	131	
	9 月以上 12 月未滿	132	132	
	12 月以上	133	133	
35	3 月未滿	133	133	
	3 月以上 6 月未滿	134	134	
	6 月以上 9 月未滿	135	135	
	9 月以上 12 月未滿	136	136	
	12 月以上	137	137	
36	3 月未滿	137	137	
	3 月以上 6 月未滿	138	138	
	6 月以上 9 月未滿	139	139	
	9 月以上 12 月未滿	140	140	
	12 月以上	141	141	
37	3 月未滿	141	141	
	3 月以上 6 月未滿	142	142	
	6 月以上 9 月未滿	143	143	
	9 月以上 12 月未滿	144	144	

	12 月以上	145	145	
38	3 月未滿	145	145	
	3 月以上 6 月未滿	146	146	
	6 月以上 9 月未滿	147	147	
	9 月以上 12 月未滿	148	148	
	12 月以上	149	149	
39	3 月未滿	149		
	3 月以上 6 月未滿	150		
	6 月以上 9 月未滿	151		
	9 月以上 12 月未滿	152		
	12 月以上	153		
40	3 月未滿	153		
	3 月以上 6 月未滿	154		
	6 月以上 9 月未滿	155		
	9 月以上 12 月未滿	156		
	12 月以上	157		
41	3 月未滿	157		
	3 月以上 6 月未滿	158		
	6 月以上 9 月未滿	159		
	9 月以上 12 月未滿	160		
	12 月以上	161		

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられて
 いる職務の級である職員の号給の切替表（附則第3条関係）

イ 旧級が教育職員本給表の5級である職員の新号給

旧 号 給	旧 級 経過期間	5 級	6 級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
	3月未満	13	1

9	3 月以上 6 月未滿	1 4	1
	6 月以上 9 月未滿	1 5	1
	9 月以上 12 月未滿	1 6	1
	12 月以上	1 7	1
10	3 月未滿	1 7	1
	3 月以上 6 月未滿	1 8	1
	6 月以上 9 月未滿	1 9	1
	9 月以上 12 月未滿	2 0	1
	12 月以上	2 1	1
11	3 月未滿	2 1	1
	3 月以上 6 月未滿	2 2	1
	6 月以上 9 月未滿	2 3	1
	9 月以上 12 月未滿	2 4	1
	12 月以上	2 5	1
12	3 月未滿	2 5	1
	3 月以上 6 月未滿	2 6	1
	6 月以上 9 月未滿	2 7	1
	9 月以上 12 月未滿	2 8	1
	12 月以上	2 9	1
13	3 月未滿	2 9	1
	3 月以上 6 月未滿	3 0	1
	6 月以上 9 月未滿	3 1	1
	9 月以上 12 月未滿	3 2	1
	12 月以上	3 3	1
14	3 月未滿	3 3	1
	3 月以上 6 月未滿	3 4	1
	6 月以上 9 月未滿	3 5	1
	9 月以上 12 月未滿	3 6	1
	12 月以上	3 7	1
15	3 月未滿	3 7	1
	3 月以上 6 月未滿	3 8	1
	6 月以上 9 月未滿	3 9	1
	9 月以上 12 月未滿	4 0	1
	12 月以上	4 1	1
16	3 月未滿	4 1	1
	3 月以上 6 月未滿	4 2	1
	6 月以上 9 月未滿	4 3	1
	9 月以上 12 月未滿	4 4	1
	12 月以上	4 5	1
17	3 月未滿	4 5	1
	3 月以上 6 月未滿	4 6	1
	6 月以上 9 月未滿	4 7	1
	9 月以上 12 月未滿	4 8	1
	12 月以上	4 9	1
18	3 月未滿	4 9	1
	3 月以上 6 月未滿	5 0	1
	6 月以上 9 月未滿	5 1	1

	9 月以上 12 月未満	5 2	1
	12 月以上	5 3	1
19	3 月未満	5 3	1
	3 月以上 6 月未満	5 4	1
	6 月以上 9 月未満	5 5	1
	9 月以上 12 月未満	5 6	1
	12 月以上	5 7	1
20	3 月未満	5 7	1
	3 月以上 6 月未満	5 8	2
	6 月以上 9 月未満	5 9	3
	9 月以上 12 月未満	6 0	4
	12 月以上	6 1	5
21	3 月未満	6 1	5
	3 月以上 6 月未満	6 2	6
	6 月以上 9 月未満	6 3	7
	9 月以上 12 月未満	6 4	8
	12 月以上	6 5	9
22	3 月未満	6 5	9
	3 月以上 6 月未満	6 6	9
	6 月以上 9 月未満	6 7	1 0
	9 月以上 12 月未満	6 8	1 0
	12 月以上	6 9	1 1
23	3 月未満	6 9	1 1
	3 月以上 6 月未満	7 0	1 1
	6 月以上 9 月未満	7 1	1 2
	9 月以上 12 月未満	7 2	1 2
	12 月以上	7 3	1 3

附 則（平 1 9 . 3 . 2 2 規則第 3 0 号）

（施行期日）

第 1 条 この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの間における管理職手当に関する経過措置）

第 2 条 第 2 2 条の規定による管理職手当の支給額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の支給額のほか、当該管理職手当の支給額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当の支給額として支給する。

- (1) 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで 1 0 0 分の 1 0 0
- (2) 平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで 1 0 0 分の 7 5
- (3) 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで 1 0 0 分の 5 0
- (4) 平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで 1 0 0 分の 2 5

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の適用区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規則の施行日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた本給表と同一の本給表の適用を受ける職員（以下「同一本給表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級よりも下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当適用区分職員（同日において占めていた改正前のこの規則第 2 2 条に規定する適用

- 区分（以下「旧適用区分」という。）に相当する第22条に規定する適用区分を占める職員。第3号において同じ） 同日にその者が受けていた管理職手当の支給額
- (2) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位適用区分相当職員（旧適用区分より低い区分に相当する第22条に規定する適用区分を占める職員。第4号において同じ。） 同日に当該旧適用区分よりも低い適用区分に相当する第22条に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の支給額
- (3) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級よりも下位の職務の級に属するものうち、相当適用区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の支給額
- (4) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級よりも下位の職務の級に属するものうち、下位適用区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧適用区分より低い適用区分に相当する第22条に規定する適用区分を適用したならばその者が受けることとなる管理職手当の支給額
- (5) 施行日以後に本給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の支給額
（広域異動手当に関する経過措置）

第3条 平成20年3月31日までの間においては、第25条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

第4条 第25条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員が異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

第5条 職員が一の日に国の機関等から他の国の機関等を経て本学へ異動したときは、最初の異動の直前の国の機関等から本学へ直接異動したものとみなして取り扱うものとする。

附 則（平20. 2. 7規則第1号）

この規則は、平成20年2月7日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
ただし、改正後の第33条第4項の規定は、平成19年11月30日から適用する。

附 則（平20. 3. 19規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平21. 6. 23規則第9号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成21年6月23日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

第2条 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関して、次のとおりとする。

- (1) 第32条第4項中表（1）の支給定日6月30日の期別支給割合を下表のとおりとする。

支給定日	一般の職員	特定幹部職員
6月30日	100分の125	100分の110

- (2) 第33条第4項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とし、表（2）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	100分の87以上 100分の140以下	100分の106以上 100分の170以下
優秀	100分の77以上 100分の87未満	100分の94以上 100分の106未満
良好	100分の67	100分の82
良好でない者	100分の67未満	100分の82未満

附 則（平21. 11. 30規則第17号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

（本給に関する経過措置）

第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、本給月額とその差額に相当する額との合計額に100分の99.76を乗じて得た額を本給として支給する。

（期末手当に関する経過措置）

第3条 前条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第32条第4項及び同条第5項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは「本給月額と前条の規定によるその差額に相当する額との合計額に100分の99.76を乗じて得た額」とする。

（勤勉手当に関する経過措置）

第4条 附則第2条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第33条第4項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第2条の規定によるその差額に相当する額との合計額に100分の99.76を乗じて得た額」とする。

（本給調整額に関する経過措置）

第5条 給与規則第21条の本給調整額に係る経過措置は別の定めにより算出した額に100分の99.76を乗じて得た額とする。

（管理職手当に関する経過措置）

第6条 附則第2条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第22条の規定の適用については、附則（平19. 3. 22規則第30号）第2条により算出した額に100分の99.76を乗じて得た額とする。

（平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

第7条 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関して、次のとおりとする。

(1) 第32条第4項中表（1）の支給定日12月10日の期別支給割合を下表のとおりとする。

支給定日	特定幹部職員
12月10日	100分の125

(2) 第33条第4項中「100分の90」とあるのは「100分の95」とし、表（2）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	特定幹部職員
特に優秀	100分の119以上 100分の190以下
優秀	100分の105.5以上 100分の119未満
良好	100分の92

良好でない者	100分の92未満
--------	-----------

附 則（平22.3.30規則第6号）
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22.11.30規則第14号）
（施行期日）

第1条 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

（55歳を超える職員の本給月額の減額支給等）

第2条 当分の間、55歳を超える職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、一般職員本給表(二)、医療職員本給表の適用を受ける職員除く。）に対する本給月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の本給月額から、当該本給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額（その額を当該本給月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の本給月額に達しない場合にあつては、当該本給月額を当該職員の本給月額から減じた額）を減ずる。

2 前項の適用を受ける職員に対する地域手当の支給について、その者の地域手当の月額から、前項の規定により減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずる。

3 第1項の適用を受ける職員に対する広域異動手当の支給について、前項の規定を準用する。

4 第1項の適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、勤勉手当、退職者の給与の支給について、前3項の規定を準用する。

本給表	職務の級
一般職員本給表(一)	5級
教育職員本給表	4級

（平成23年4月1日における号給の調整）

第3条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に昇給抑制を受けた者（復職時調整等において昇給抑制を受けた者を含む。）の平成23年4月1日における号給を1号給上位の号給とする。

（本給に関する経過措置）

第4条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第2条の適用を受ける職員にあつては、当該額から、当該額に附則第2条第1項に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を本給として支給する。

(1) 附則（平21.11.30規則第17号）第2条に掲げる職員であつた者（(2)において「平成21年度減額改定対象職員」という。） 100分の99.59

(2) 平成21年度減額改定対象職員以外の職員 100分の99.83

（期末手当に関する経過措置）

第5条 前条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第32条第4項及び同条第5項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは前条の規定を準用する。

(勤勉手当に関する経過措置)

第6条 附則第4条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第33条第4項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは附則第4条の規定を準用する。

(本給調整額に関する経過措置)

第7条 附則第4条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第21条の本給調整額に係る経過措置は附則第4条の規定を準用する。

(管理職手当に関する経過措置)

第8条 附則第4条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第22条の規定の適用については、附則第4条の規定を準用する。

2 給与規則第22条の管理職手当に係る経過措置については、人事院規則9-17(俸給の特別調整額)の規定を準用する。

(平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

第9条 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関して、次のとおりとする。

(1) 給与規則第32条第4項中表(1)の支給定日12月10日の期別支給割合を下表のとおりとする。

支給定日	一般の職員	特定幹部職員
12月10日	100分の135	100分の115

(2) 給与規則第33条第4項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とし、表(2)成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	100分の81以上	100分の107以上
	100分の130以下	100分の170以下
優秀	100分の71.5以上	100分の94.5以上
	100分の81未満	100分の107未満
良好	100分の62	100分の82
良好でない者	100分の62未満	100分の82未満

附 則 (平23.3.31規則第17号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平24.4.5規則第4号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成24年4月5日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(55歳を超える職員の本給月額の減額支給等)

第2条 当分の間、55歳を超える職員(次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、一般職員本給表(二)、医療職員本給表の適用を受ける職員除く。)に対する本給月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の本給月額から、当該本給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額(その額を当該本給月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の本給月額に達しない場合にあつては、当該本給月額を当該職員の本給月額から減じた額)を減ずる。

2 前項の適用を受ける職員に対する地域手当の支給について、その者の地域手当の月額から、前項の規定により減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずる。

3 第1項の適用を受ける職員に対する広域異動手当の支給について、前項の規定を準用する。

- 4 第1項の適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、勤勉手当、休職者の給与の支給について、前3項の規定を準用する。

本給表	職務の級
一般職員本給表(一)	5級
教育職員本給表	4級

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号給の調整)

- 第3条 平成24年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員(同日において、職員でその職務の級における最高の号給を受けるものであるもの(以下この条において「除外職員」という。))を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の給与規則第18条の規定による昇給その他の号給の決定の状況(以下この条において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。
- 2 平成25年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。
- 3 平成26年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

(本給に関する経過措置)

- 第4条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額(この改定の実施の日において次に掲げる職員である者(以下「対象職員」という。))に達しないこととなるものには、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(附則第2条の適用を受ける職員にあっては、当該額から、当該額(附則第2条第1項に定める割合を乗じて得た額)に相当する額を減じた額)を本給として支給する。

- (1) 附則(平21.11.30規則第17号)第2条に掲げる職員であった者(2)において「平成21年度減額改定対象職員」という。) 100分の99.1
- (2) 平成21年度減額改定対象職員以外の職員 100分の99.34

(期末手当に関する経過措置)

- 第5条 前条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第32条第4項及び同条第5項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは前条の規定を準用す

る。

(勤勉手当に関する経過措置)

第6条 附則第4条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第33条第4項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは附則第4条の規定を準用する。

(本給調整額に関する経過措置)

第7条 附則第4条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第21条の本給調整額に係る経過措置は附則第4条の規定を準用する。

(管理職手当に関する経過措置)

第8条 附則第4条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第22条の規定の適用については、附則第4条の規定を準用する。

2 給与規則第22条の管理職手当に係る経過措置については、人事院規則9-17(俸給の特別調整額)の規定を準用する。

附 則 (平25.10.30規則第17号)

この規則は、平成25年10月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、第18条第3項の規定は、平成26年1月1日から適用する。

附 則 (平27.1.26規則第1号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成27年1月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第33条第4項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 適用日前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(平成27年1月1日における昇給に関する特例)

第4条 平成27年1月1日における第18条第2項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。

附 則 (平27.3.27規則第21号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成22年改正附則の一部改正)

第2条 平成22年改正附則第2条第1項中「当分の間」とあるのは、「平成30年3月31日までの間」とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第4条 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(平成22年改正附則第2条の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員に

うち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる級を超える者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した後に特定職員となった場合には、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

3 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

（本給を基礎とする手当に関する経過措置）

第5条 前条の規定による本給を支給される職員については、本給を基礎とする手当額の算出において、その基礎額に前条の規定による本給の額を含めるものとする。

（広域異動手当に関する特例）

第6条 切替日から平成28年3月31日までの間においては、第25条の2第1項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

（単身赴任手当に関する特例）

第7条 切替日から平成30年3月31日までの間においては、第28条第2項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

（雑則）

第8条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平28.2.29規則第6号）

（施行期日等）

第1条 この規則は、平成28年2月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、改正後の第27条第2項、第28条第2項及び第33条第4項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（通勤手当の支給に関する特例措置）

第2条 平成28年4月1日において、改正前の第27条第2項第1号及び第3号に規定の支給単位期間内にある者については、当該支給単位期間終了後の翌月から改正後の同条同項同号の規定による手当額を支給するものとする。

（平成27年3月27日改正附則の一部改正）

第3条 平成27年3月27日改正附則第7条中「平成30年3月31日までの間」とあるのは、「平成28年3月31日までの間」とする。

（平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第4条 平成27年12月に支給する勤勉手当に関して、改正前の第33条第4項中「100分の75」とあるのは「100分の85」と、「100分の95」とあるのは「100分の105」とし、表（2）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	100分の106以上	100分の132以上
	100分の170以下	100分の210以下
優秀	100分の94以上	100分の117以上
	100分の106未満	100分の132未満
良好	100分の82	100分の102
良好でない者	100分の82未満	100分の102未満

(給与の内払)

第5条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平29. 2. 2規則第4号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成29年2月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、改正後の第24条の規定は平成29年4月1日、第33条第4項の規定は平成29年12月1日から適用する。

(扶養手当の見直しに関する特例措置)

第2条 第24条の規定にかかわらず、扶養手当の月額は、平成32年3月31日までは下表のとおりとする。なお、下表の適用職員については、一般職員本給表(一)8級もしくは教育職本給表5級の適用を受ける職員については「8級相当」、一般職員本給表(一)9級もしくは教育職本給表6級の適用を受ける職員については「9級相当」、8級相当及び9級相当以外の職員は「特定級外」という。なお、平成29年度において、配偶者がなく、第24条第2項第2号と第3号から第6号の双方を扶養する場合には、第2号を1人目の扶養親族とする。

該当する扶養親族 (第24条第2項)		適用対象 職員	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第1号		特定級外	10,000	6,500	6,500
		8級相当	10,000	6,500	3,500
		9級相当	10,000	6,500	3,500
第2号		—	8,000	10,000	10,000
第3号から第6号		特定級外	6,500	6,500	6,500
		8級相当	6,500	6,500	3,500
		9級相当	6,500	6,500	3,500
配偶者がない 場合の1人目	第2号	—	10,000	(配偶者がある場合と同様の 額)	
	第3号か ら第6号	特定級外	9,000		
		8級相当	9,000		
		9級相当	9,000		

(平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第3条 平成28年12月に支給する勤勉手当に関して、第33条第4項中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」とし、表(2)成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	100分の112以上	100分の138以上
	100分の180以下	100分の220以下
優秀	100分の99.5以上	100分の122.5以上
	100分の112未満	100分の138未満
良好	100分の87	100分の107
良好でない者	100分の87未満	100分の107未満

(給与の内払)

第4条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平30. 1. 19規則第2号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成30年1月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の第33条第4項の規定は平成29年12月1日から適用する。

(平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第2条 平成29年12月に支給する勤勉手当に関して、第33条第4項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」とし、表(2)成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	100分の115以上 100分の190以下	100分の139以上 100分の230以下
優秀	100分の103.5以上 100分の115未満	100分の124.5以上 100分の139未満
良好	100分の92	100分の102
良好でない者	100分の92未満	100分の102未満

(55歳を超える職員の本給月額の特例支給等の廃止)

第3条 附則(平24. 4. 5規則第4号)第2条にある「当分の間」は「平成30年3月31日までの間」とする。

(平成30年4月1日における号給の調整)

第4条 平成30年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員(同日において、職員でその職務の級における最高の号給を受けるものであるものを除く。)のうち、平成27年1月1日の第18条の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

(給与の内払)

第5条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平30. 2. 7規則第6号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平31. 2. 1規則第3号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成31年2月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、改正後の第33条第4項の規定は平成30年12月1日から適用する。

第2条 第32条第4項表(1)の規定は平成31年4月1日から適用する。

(平成30年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第3条 平成30年12月に支給する勤勉手当に関して、第33条第4項中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」とし、表(2)成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
------	-------	--------

特に優秀	100分の115以上 100分の190以下	100分の139以上 100分の230以下
優秀	100分の103.5以上 100分の115未満	100分の124.5以上 100分の139未満
良好	100分の92	100分の102
良好でない者	100分の92未満	100分の102未満

(給与の内払)

第4条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

別表第1

一般職員本給表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400
2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500
3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500
4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		

52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				

111	300,300	349,200						
112	300,600	349,500						
113	300,800	350,000						
114	301,000							
115	301,300							
116	301,700							
117	301,900							
118	302,100							
119	302,400							
120	302,700							
121	303,100							
122	303,300							
123	303,600							
124	303,900							
125	304,200							

- 備考 1. この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
2. 2級の1号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で学長が定めるものの本給月額、この表の額にかかわらず、185,200円とする。

別表第2

一般職員本給表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円
1	130,400	181,900	203,600
2	131,300	183,400	204,800
3	132,300	184,900	206,200
4	133,200	186,300	207,500
5	134,200	187,600	208,800
6	135,200	189,100	210,200
7	136,200	190,500	211,600
8	137,200	191,800	213,000
9	138,000	193,200	214,300
10	139,000	194,200	215,900
11	140,000	195,500	217,500
12	141,100	196,600	218,900
13	141,900	197,800	220,100
14	142,900	198,900	221,600
15	143,900	200,000	223,100
16	144,900	201,100	224,400
17	146,000	202,100	225,300
18	147,200	203,200	226,000
19	148,400	204,200	226,900
20	149,600	205,200	227,900
21	150,700	206,100	228,800
22	151,900	207,200	230,300
23	153,100	208,300	231,600
24	154,300	209,300	232,700
25	155,500	210,200	234,100
26	157,000	211,100	235,400
27	158,500	211,800	236,700
28	160,000	212,700	238,000
29	161,400	213,600	238,900
30	162,900	214,800	240,100
31	164,400	215,800	241,400
32	165,900	216,700	242,600
33	167,400	217,300	243,700
34	169,200	218,500	245,000
35	171,000	219,600	246,100
36	172,800	220,800	247,300
37	174,600	221,400	248,600
38	176,300	222,600	249,700
39	178,000	223,800	251,000
40	179,700	224,900	252,300
41	181,300	225,800	253,300
42	182,700	227,000	254,600
43	184,000	228,000	255,700
44	185,400	229,100	257,000
45	186,900	230,200	257,800
46	188,200	231,200	258,900
47	189,600	232,300	260,100
48	191,000	233,300	261,100
49	192,300	234,300	262,300
50	193,400	235,400	263,500
51	194,500	236,500	264,700

52	195,700	237,600	265,600
53	196,800	238,700	266,500
54	197,900	239,700	267,600
55	198,800	240,600	268,800
56	199,900	241,400	270,000
57	201,000	242,300	270,800
58	202,000	243,300	271,800
59	203,000	244,300	272,900
60	204,000	245,200	273,900
61	205,100	246,000	274,900
62	206,000	246,900	276,000
63	206,900	247,800	276,800
64	207,800	248,700	277,900
65	208,500	249,500	278,700
66	209,300	250,300	279,500
67	210,000	251,100	280,300
68	210,800	251,800	281,100
69	211,200	252,500	281,700
70	211,800	253,100	282,500
71	212,100	253,500	283,300
72	212,600	253,900	284,000
73	212,800	254,100	284,800
74	213,400	254,500	285,500
75	213,900	255,000	286,300
76	214,600	255,500	287,100
77	214,800	255,800	287,700
78	215,500	256,200	288,200
79	216,000	256,700	288,700
80	216,600	257,200	289,100
81	217,300	257,500	289,500
82	217,700	257,800	289,900
83	218,300	258,100	290,400
84	219,000	258,400	290,900
85	219,600	258,600	291,300
86	220,100	258,800	291,900
87	220,600	259,100	292,500
88	221,300	259,400	293,100
89	221,800	259,600	293,400
90	222,400	259,800	293,900
91	223,000	260,200	294,400
92	223,500	260,400	294,800
93	223,900	260,700	295,200
94	224,400	261,100	295,700
95	224,900	261,400	296,200
96	225,400	261,700	296,700
97	225,700	261,900	297,000
98	226,200	262,200	297,400
99	226,700	262,400	297,900
100	227,200	262,700	298,400
101	227,600	263,000	298,800
102	228,100	263,200	299,200
103	228,700	263,500	299,500
104	229,300	263,800	299,800
105	229,700	264,000	300,100
106	230,200	264,200	300,500
107	230,500	264,500	300,900
108	230,900	264,700	301,300
109	231,100	265,000	301,600
110	231,500	265,300	302,000

111	232,000	265,600	302,400
112	232,400	265,800	302,700
113	232,600	266,000	302,900
114	233,100	266,300	303,200
115	233,600	266,500	303,500
116	234,100	266,700	303,700
117	234,400	267,000	303,900
118	234,800	267,300	304,200
119	235,200	267,600	304,500
120	235,600	267,900	304,700
121	236,000	268,100	304,900
122		268,300	305,200
123		268,600	305,500
124		268,900	305,700
125		269,100	305,900
126		269,300	306,200
127		269,600	306,500
128		269,900	306,700
129		270,100	306,900
130		270,300	307,200
131		270,600	307,500
132		270,900	307,700
133		271,100	307,900
134		271,300	
135		271,600	
136		271,900	
137		272,100	

備考 この表は、自動車運転の業務に従事する職員に適用する。

別表第3

教育職員本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	171,600	214,600	275,300	322,500	406,000	534,400
2	173,700	216,900	278,300	325,400	408,300	537,400
3	175,700	219,100	281,100	328,500	410,700	540,500
4	177,700	221,300	283,900	331,500	413,200	543,600
5	179,700	223,400	286,700	334,700	415,300	546,600
6	182,200	225,500	289,200	337,500	417,800	549,000
7	184,700	227,700	291,400	340,100	420,000	551,500
8	187,200	229,800	293,800	342,800	422,500	553,900
9	189,700	232,100	296,400	345,800	424,200	556,200
10	192,500	234,500	298,900	348,800	426,700	558,000
11	195,200	236,900	301,300	351,900	429,000	559,900
12	197,900	239,300	303,900	355,200	431,300	561,800
13	200,600	241,400	306,200	358,000	432,700	563,500
14	202,500	243,800	308,200	360,100	434,900	564,900
15	204,300	246,200	310,300	362,400	437,100	566,200
16	206,300	248,600	312,200	365,000	439,400	567,400
17	208,300	250,600	314,400	367,300	441,500	568,700
18	210,000	253,700	316,600	369,500	443,900	569,500
19	211,800	256,800	318,600	371,800	446,200	570,200
20	213,500	259,900	320,600	373,900	448,600	570,900
21	215,300	262,800	322,600	375,900	450,700	571,700
22	217,200	265,800	325,100	378,000	453,000	
23	219,100	268,700	327,700	380,100	455,400	
24	221,000	271,600	330,500	382,100	457,700	
25	222,800	274,400	332,500	383,500	459,700	
26	224,900	277,000	334,700	385,300	461,900	
27	227,000	279,500	336,900	387,100	464,000	
28	229,100	282,200	339,400	389,000	466,200	
29	231,000	285,000	341,800	390,900	468,300	
30	233,200	287,400	344,000	392,600	470,600	
31	235,500	289,600	346,100	394,300	472,800	
32	237,800	292,000	348,000	396,000	474,900	
33	240,000	294,300	350,000	397,600	476,800	
34	241,800	296,500	352,300	399,400	478,900	
35	243,500	299,000	354,600	400,900	481,200	
36	245,200	301,300	356,800	402,700	483,400	
37	246,900	303,800	358,400	403,800	485,500	
38	248,600	305,500	360,400	405,400	487,500	
39	250,000	307,200	362,500	406,900	489,400	
40	251,600	308,900	364,400	408,400	491,300	
41	253,600	310,800	366,300	409,300	493,300	
42	255,300	311,500	368,200	410,900	495,200	
43	256,700	312,400	370,000	412,400	496,900	
44	258,300	313,300	371,800	414,000	498,800	
45	259,600	314,200	373,600	415,300	500,700	
46	261,100	315,300	375,400	416,900	502,500	
47	262,800	316,200	376,900	418,300	504,300	
48	264,200	317,300	378,700	419,900	506,200	
49	265,600	318,200	380,200	421,300	507,900	
50	266,400	319,300	381,800	422,600	509,600	
51	267,000	320,200	383,400	423,900	511,400	

52	267,900	321,100	385,100	425,200	513,300
53	268,600	322,300	386,200	425,900	514,900
54	269,300	323,300	387,700	426,900	516,500
55	270,000	324,300	389,100	427,800	518,200
56	270,800	325,300	390,700	428,700	519,800
57	271,600	326,000	392,000	429,600	521,400
58	272,800	327,100	393,400	430,500	522,700
59	273,800	328,200	394,700	431,400	524,000
60	274,900	329,200	396,200	432,300	525,200
61	275,900	330,200	397,500	433,200	526,400
62	277,000	331,200	398,900	434,100	527,400
63	278,000	332,300	400,400	435,100	528,400
64	279,000	333,400	401,900	436,200	529,400
65	279,900	334,100	402,900	437,100	530,000
66	280,800	335,200	404,000	438,100	530,900
67	281,900	335,900	405,000	439,100	531,800
68	283,000	337,000	406,100	440,000	532,700
69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600
70	284,800	338,700	408,000	442,000	534,400
71	285,800	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,700	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288,800	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
76	290,900	344,000	412,900	447,700	538,200
77	291,400	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,400	346,000	414,100	449,000	539,300
79	293,300	346,900	414,500	449,700	539,900
80	294,200	347,800	414,900	450,300	540,500
81	295,100	348,800	415,200	451,100	541,100
82	296,000	349,800	415,600	451,800	
83	296,900	350,800	415,900	452,100	
84	297,800	351,800	416,300	452,700	
85	298,300	352,400	416,600	453,100	
86	299,100	353,000	417,000	453,500	
87	299,900	353,600	417,400	453,900	
88	300,800	354,200	417,800	454,200	
89	301,400	354,800	418,100	454,500	
90	302,000	355,200	418,500	454,900	
91	302,700	355,600	418,900	455,300	
92	303,300	356,100	419,200	455,600	
93	304,000	356,600	419,500	455,900	
94	304,600	357,000	419,900	456,300	
95	305,200	357,500	420,200	456,600	
96	305,800	358,000	420,500	456,900	
97	306,500	358,600	420,800	457,200	
98	307,100	359,100	421,200	457,600	
99	307,700	359,500	421,500	457,900	
100	308,300	360,000	421,800	458,200	
101	308,700	360,400	422,100	458,500	
102	309,000	360,900	422,500		
103	309,300	361,200	422,800		
104	309,700	361,700	423,100		
105	310,000	362,200	423,400		
106	310,400	362,600	423,800		
107	310,700	363,100	424,100		
108	311,000	363,600	424,400		
109	311,400	364,000	424,700		
110	311,700	364,500	425,000		

111	312,100	365,000	425,300			
112	312,500	365,400	425,600			
113	312,800	365,800	425,900			
114	313,200	366,200	426,200			
115	313,500	366,700	426,500			
116	313,800	367,100	426,800			
117	314,000	367,500	427,000			
118	314,300	367,900				
119	314,700	368,400				
120	315,100	368,800				
121	315,300	369,100				
122	315,600	369,500				
123	316,000	370,000				
124	316,400	370,300				
125	316,600	370,700				
126	316,800	371,200				
127	317,100	371,700				
128	317,500	372,100				
129	317,700	372,500				
130	318,000	373,000				
131	318,400	373,500				
132	318,600	374,000				
133	318,800	374,500				
134	319,100	375,000				
135	319,500	375,500				
136	319,700	376,000				
137	319,900	376,500				
138	320,100	377,000				
139	320,300	377,500				
140	320,600	378,000				
141	321,000	378,500				
142	321,300					
143	321,600					
144	321,900					
145	322,300					
146	322,600					
147	322,800					
148	323,100					
149	323,500					
150	323,800					
151	324,100					
152	324,300					
153	324,600					
154	324,900					
155	325,200					
156	325,500					
157	325,700					

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で学長が定めるものに適用する。

別表第4

医療職員本給表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円
1	163,000	190,500	238,500
2	164,400	192,600	240,300
3	165,900	194,700	242,100
4	167,300	196,700	243,900
5	168,800	198,800	245,300
6	170,300	201,100	246,600
7	171,800	203,400	247,700
8	173,300	205,700	249,000
9	174,600	208,100	250,000
10	176,300	209,500	251,100
11	177,900	210,900	252,000
12	179,400	212,100	252,900
13	180,900	213,500	254,100
14	182,900	214,900	255,200
15	184,900	216,400	256,000
16	186,900	217,600	257,000
17	189,100	219,000	257,600
18	191,200	220,500	258,500
19	193,300	222,000	259,500
20	195,400	223,500	260,400
21	197,500	224,700	261,300
22	199,700	226,400	262,300
23	201,900	228,100	263,200
24	204,100	229,800	264,200
25	206,100	231,100	265,400
26	207,400	232,800	266,500
27	208,600	234,500	267,700
28	209,900	236,200	268,900
29	211,100	237,800	270,100
30	212,200	239,200	271,600
31	213,500	240,500	273,200
32	214,700	241,600	274,600
33	216,000	242,800	276,200
34	217,300	243,900	277,700
35	218,600	244,800	279,000
36	219,900	245,900	280,300
37	221,100	246,800	281,900
38	222,500	247,900	283,300
39	223,800	248,800	284,800
40	225,200	249,900	286,200
41	226,100	250,400	287,500
42	227,500	251,300	289,000
43	228,900	252,200	290,500
44	230,300	253,100	292,100
45	231,500	253,900	293,400
46	232,900	254,900	294,800
47	234,200	255,800	296,300
48	235,500	256,800	297,800
49	236,500	257,800	298,900
50	237,600	258,900	300,200
51	238,600	260,100	301,400

52	239,700	261,300	302,800
53	240,600	262,400	304,200
54	241,700	263,900	305,500
55	242,700	265,300	306,900
56	243,700	266,700	308,300
57	244,400	268,200	309,100
58	245,400	269,800	310,300
59	246,100	271,300	311,500
60	247,100	272,800	312,900
61	248,000	274,200	314,000
62	249,000	275,700	315,300
63	249,800	277,200	316,600
64	250,800	278,500	317,800
65	251,700	279,900	319,100
66	252,600	281,400	320,400
67	253,700	282,900	321,700
68	254,600	284,400	323,000
69	255,400	285,500	323,700
70	256,500	287,000	324,800
71	257,600	288,500	325,900
72	258,700	289,900	326,800
73	260,100	290,900	328,100
74	261,400	292,300	328,800
75	262,700	293,500	329,900
76	263,900	294,800	331,100
77	264,900	296,200	332,200
78	266,000	297,500	333,400
79	267,300	298,700	334,500
80	268,500	300,000	335,700
81	269,400	300,500	336,800
82	270,400	301,700	337,900
83	271,500	302,800	338,900
84	272,600	304,000	340,000
85	273,400	305,100	340,900
86	274,300	306,300	341,900
87	275,400	307,500	342,800
88	276,500	308,600	343,800
89	277,300	309,900	344,800
90	278,200	311,100	345,600
91	279,000	312,300	346,400
92	280,000	313,500	347,200
93	280,900	314,300	347,800
94	281,900	315,000	348,400
95	282,800	315,700	349,100
96	283,800	316,300	349,700
97	284,400	317,000	350,100
98	285,200	317,300	350,500
99	285,800	317,900	351,000
100	286,700	318,600	351,400
101	287,500	319,000	351,900
102	288,300	319,600	352,300
103	289,100	320,200	352,800
104	289,900	320,800	353,200
105	290,600	321,200	353,500
106	291,100	321,700	354,000
107	291,600	322,200	354,400
108	292,100	322,700	354,700
109	292,300	323,100	355,200
110	292,600	323,500	355,700

111	292,800	323,800	356,200
112	293,200	324,100	356,700
113	293,500	324,500	357,200
114	293,700	324,900	357,700
115	294,100	325,300	358,200
116	294,400	325,600	358,600
117	294,700	325,800	359,000
118	295,000	326,100	359,400
119	295,300	326,500	359,900
120	295,700	326,700	360,400
121	296,000	326,900	360,800
122	296,400	327,200	361,300
123	296,700	327,500	361,800
124	297,100	327,800	362,300
125	297,300	328,000	362,600
126	297,500	328,300	
127	297,800	328,700	
128	298,200	328,900	
129	298,400	329,100	
130	298,700	329,300	
131	299,100	329,700	
132	299,500	329,900	
133	299,700	330,200	
134	300,000	330,600	
135	300,400	331,000	
136	300,700	331,400	
137	300,900	331,700	
138	301,200	332,100	
139	301,600	332,500	
140	301,900	332,900	
141	302,100	333,200	
142	302,500	333,600	
143	302,900	333,900	
144	303,200	334,300	
145	303,400	334,600	
146	303,600	335,000	
147	303,900	335,400	
148	304,300	335,800	
149	304,500	336,100	
150	304,700	336,500	
151	305,000	336,900	
152	305,300	337,300	
153	305,700	337,600	
154	305,900		
155	306,100		
156	306,400		
157	306,700		
158	307,000		
159	307,300		
160	307,600		
161	308,000		
162	308,300		
163	308,600		
164	308,900		
165	309,300		
166	309,600		
167	309,900		
168	310,200		
169	310,600		

備考 この表は、保健管理センターにおいて看護の業務に従事する職員に適用する。

別表第5

勤務箇所	職員	調整数
大学院体育学研究科	(1) 博士後期課程の授業を常時担当する教授、准教授、講師又は助教、又は主任若しくは副主任として学生に対する研究指導に従事する者	2
	(2) 修士課程の授業を常時担当する教授、准教授、講師又は助教、又は主任若しくは副主任として学生に対する研究指導に従事する者	1
	(3) 体育学研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教又は助手で、博士の学位を有する者又はそれと同等の研究業績を有する者	

別表第6 調整基本額表

教育職員本給表

職務の級	調整基本額
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円
6級	16,300円